

特定建築物等定期報告について(お知らせ)

◆ 報告時期

○建築物は3年に1度

○建築設備等は1年に1度

- ・ 建築設備 (換気設備・排煙設備・非常用の照明装置)
- ・ 防火設備 (防火扉(随時閉鎖式)、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャーその他の水幕を形成する設備)

※検査済証の交付を受けた直後の時期(建築物:3年間、建築設備・防火設備:1年間)の報告は免除されます。

【令和8年度の提出が新設免除になるもの】

(建築物) 令和5年4月1日以降に検査済証の交付を受けたもの

(建築設備・防火設備) 令和7年4月1日以降に検査済証の交付を受けた建築物に付属するもの

なお、建築物の増築・改築等により、上記提出免除の時期に検査済証の交付を受けた場合、検査済証の交付を受けた部分のみについて提出が免除となります。

◆ 定期報告対象となる要件及び年度別対象一覧表

※表中の「A」は当該用途の床面積、「JA」は整理番号における用途記号。

記号	用途・規模(いずれかに該当するもの)
A	劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場 ・ 地階又は3階以上の階のA>100㎡ <※1> ・ 客席部分のA≥200㎡ (Aが避難階のみにあるものは除く) ・ 主階が1階にないもの(劇場・映画館・演芸場) <※2> ・ A>300㎡(劇場・映画館・演芸場・観覧場)
B	ホテル、旅館 ・ 地階又は3階以上の階のA>100㎡ <※1> ・ 2階のA≥300㎡ ・ 地階又は3階以上の階にAを含み、かつA>300㎡
C	病院(規模の要件は有床診療所と同じ)
J	有床診療所 ・ 地階又は3階以上の階に当該用途があるもの <※1> ・ 2階のA≥300㎡ ・ 階数が3以上 かつ A>300㎡ 上記規模以外で、当該用途の床面積が200㎡を超える建物は防火設備のみ対象
D	百貨店・マーケット・その他物品販売を営む店舗・展示場等 ・ 地階又は3階以上の階のA>100㎡ <※1> ・ 2階のA≥500㎡ ・ A≥3000㎡ (Aが避難階のみにあるものは除く) ・ 地階又は3階以上の階にAを含み、かつ A>1000㎡ (展示場除く)
E・F・G	共同住宅 ・ 5階以上に当該用途 (福岡市のみ5階以上のいずれかの階のA>100㎡) <※3>
H	地下街 ・ 居室の床面積の合計>1500㎡
I	飲食店等 <※1> ・ 地階又は3階以上の階のA>100㎡ <※1> ・ 2階のA≥500㎡ ・ A≥3000㎡ (Aが避難階のみにあるものは除く)
K・L・M	就寝用福祉施設 <※2> ・ 地階又は3階以上の階のA>100㎡ <※1> ・ 2階のA≥300㎡ 上記規模以外で、当該用途の床面積が200㎡を超える建物は防火設備のみ対象
N	体育館、博物館、美術館等 <※3> ・ 3階以上の階のA>100㎡ <※1> ・ A≥2000㎡ (Aが避難階のみにあるものは除く)

<※1>上記の用途・規模で、かつ建築基準法第6条第1項第一号に該当する建物が定期報告の対象となります。

【記載内容の凡例】

- A** : 当該用途の床面積
 ・ 地階又は3階以上の階のA>100㎡
 地階又は3階以上の階にある当該用途の床面積が100㎡超
 ・ 2階のA≥300㎡
 2階の当該用途の床面積が300㎡以上
 ・ 地階又は3階以上の階にAを含み、かつA>300㎡
 地階又は3階以上の階に当該用途があり、
 かつ建物全体で当該用途の床面積が300㎡超
 ・ 階数が3以上 かつ A>300㎡
 階数が3以上(地階も階数に含まず)で、
 かつ建物全体で当該用途の床面積が300㎡超

設備とは

建築物(共同住宅は除く)に設けられた建築設備のうち、機械換気設備、機械排煙設備、非常用の照明装置が報告対象となります。

防火とは

建築物(共同住宅は除く)に設けられた防火設備のうち、延焼防止のため設けられた防火扉(随時閉鎖式)、防火シャッター、耐火スクリーン、ドレンチャーなどの防火設備が報告対象となります。

特定行政庁	記号	用途	令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
			建築	設備	防火	建築	設備	防火	建築	設備	防火	建築	設備	防火	
福岡県	A	劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	B	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	C	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	D	百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	E	共同住宅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	F		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	G		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	I	飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	J	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	K	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
北九州市	L	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	M		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	N	体育館、博物館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	A	劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	B	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	C	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	D	百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	E	共同住宅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	F		小倉北区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	G		門司区・小倉南区・戸畑区 若松区・八幡東区・八幡西区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡市	I	飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	J	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	K	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	L	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	M		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	N	体育館、博物館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	A	劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	B	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	C	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	D	百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
久留米市	E	共同住宅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	F		H31.3.31以前に竣工したもの 旧雇用促進住宅(久留米市指定)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	G	H31.4.1以後に竣工したもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	I	飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	J	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	K	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	L	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	N	体育館、博物館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大牟田市	A	劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		B	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C		病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
D		百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
E		共同住宅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
F			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
G			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
I		飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
J		有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
K		就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
L	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
N	体育館、博物館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

報告時期は特定行政庁により異なりますのでご注意ください。

福岡県・大牟田市 <<共同住宅>>

E	S54年度以前、H3年度、H6年度、H9年度、H12年度、H15年度、H18年度、H21年度、H24年度、H27年度、H30年度、R3年度、R6年度に竣工したもの
F	S55～S61年度、H4年度、H7年度、H10年度、H13年度、H16年度、H19年度、H22年度、H25年度、H28年度、H31(R1)年度、R4年度に竣工したもの
G	S62～H2年度、H5年度、H8年度、H11年度、H14年度、H17年度、H20年度、H23年度、H26年度、H29年度、R2年度、R5年度に竣工したもの

福岡県 <<就寝用福祉施設>>

K	H17年度以前、H27年度、H30年度、R3年度、R6年度に竣工したもの
L	H18～H25年度、H28年度、H31(R1)年度、R4年度に竣工したもの
M	H26年度以前に竣工し対象となっていないかつもの、H26年度、H29年度、R2年度、R5年度に竣工したもの

- <※1>** 飲食店等とは、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、及び飲食店の用途に供する建築物です。
<※2> 就寝用福祉施設とはサービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所、老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するものに限る。)、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)の事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。)
<※3> 体育館、博物館、美術館等には、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場を含みます。(※いずれも学校に附属するものを除きます)